

令和3年度塩竈市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度塩竈市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内戸数	23,647 戸
(2) 年間処理水量	7,743,816 m ³
(3) 1日平均処理水量	21,216 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道事業	116,063 千円
漁業集落排水事業	80,000 千円
流域下水道事業	33,550 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益			4,620,776 千円
第1項	営業収益			1,930,959 千円
第2項	営業外収益			2,689,814 千円
第3項	特別利益			3 千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用			4,178,642 千円
第1項	営業費用			3,774,389 千円
第2項	営業外費用			393,751 千円
第3項	特別損失			502 千円
第4項	予備費			10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,458,997千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,703千円、当年度分損益勘定留保資金1,016,863千円、当年度利益剰余金処分別421,431千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入			2,113,295 千円
第1項	企業債			1,917,000 千円
第2項	負担金			533 千円
第3項	補助金			195,762 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			3,572,292 千円
第1項	建設改良費			230,130 千円
第2項	企業債償還金			3,332,162 千円
第3項	予備費			10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金損失補償及び 利子補給金(令和3年度)	令和3年度から令和8年度	3,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 118,300	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	33,500			
資本費平準化債	574,600			
借換債	1,190,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 122,961 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受け取る金額は1,409,831千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち421,431千円は、次のとおり処分するものとする。

- (1) 減債積立金 421,431 千円

令和3年2月16日提出
塩竈市長 佐藤光樹